

プロジェクト 保険契約
 項目 IASB 改訂公開草案「保険契約」
 — 保険契約専門委員会における検討状況

I. 本資料の目的と今後の予定

1. 本資料は、国際会計基準審議会（IASB）が 2013 年 6 月 20 日に公表した改訂公開草案「保険契約」（以下「改訂 ED」という。）の質問のうち、質問 1（契約上のサービス・マージンの調整）・質問 3（保険契約収益及び費用の表示）・質問 4（純損益における金利費用）について、ご意見をいただくことを目的としている。
2. 本資料においては、ご意見をいただくにあたって、各種論点に関する賛成及び反対の論拠や、これまでに開催された保険契約専門委員会（8 月 7 日開催分の資料は参考資料を参照）で示された主な見解を紹介している。
3. 本資料上、IASB が 2010 年 7 月に公表した公開草案「保険契約」を「2010 年 ED」と称する。また、文中に示す項番号は、特段の断りがない限り改訂 ED の項番号を示すものとする（「前項」は本資料の項を参照するものとする）。
4. 今後は、次のスケジュールで検討を進めることを予定している。¹

	本委員会	保険契約専門委員会
改訂 ED の概要説明	8 月 9 日（済）	7 月 17 日（済）
質問 1・質問 3・質問 4 の論点検討	<u>8 月 28 日（本日）</u>	8 月 7 日（済）
質問 2・質問 5・質問 6・質問 7 の論点検討	9 月 9 日	9 月 3 日
質問 1・質問 3・質問 4 のコメントの方向性検討		
コメント文案 検討	10 月 3 日	9 月 13 日
コメント文案 検討（最終）	10 月 17 日	10 月 9 日
コメント提出期限	10 月 25 日	

¹ FASB 会計基準更新書案「保険契約」に対するコメントについても、併せて検討する予定（コメント提出期限は 10 月 25 日）。

II. 質問 1 に関する検討

質問 1——契約上のサービス・マージンの調整

次のようにすれば、財務諸表が企業の財政状態及び財務業績を忠実に表現する目的適合性のある情報を提供するものとなることに同意するか。

- (a) 将来のカバー及び他の将来のサービスに関連する将来キャッシュ・フローの現在価値の現在の見積りと従前の見積りとの間の差額を、契約上のサービス・マージンに加算又は減算する（契約上のサービス・マージンが負の値とならないことを条件とする）。
- (b) 将来のカバー及び他の将来のサービスに関連しない将来キャッシュ・フローの現在価値の現在の見積りと従前の見積りとの間の差額を、直ちに純損益に認識する。

同意又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような提案をするか、その理由は何か。

改訂 ED における提案

5. 契約上のサービス・マージンは、保険契約の測定の構成要素で、企業が保険契約に基づくサービスを提供するにつれて認識する未稼得の利益を表すものと定義されている。（付録 A）
6. 契約上のサービス・マージンは、当初認識時に、履行キャッシュ・フローとカバー期間前のキャッシュ・フローとの合計額と同額かつ反対方向の金額で当初測定する。ただし、契約を含むポートフォリオが不利である場合、契約上のサービス・マージンは認識されず、当該合計額がゼロを超える金額を費用としてただちに純損益に認識する。（15 項、28 項）
7. 当初認識後において、契約上のサービス・マージンは、契約に基づき提供されるサービスの残りの移転を最も適切に反映する規則的な方法により、カバー期間にわたり純損益に認識する。（32 項）
8. 契約上のサービス・マージンの当期末の残高は、当期首の帳簿価額に次の項目を加減して測定される。（30 項）

加算	① 契約上のサービス・マージンに対して発生計上した利息（当初認識時に将来キャッシュ・フローに適用した割引率にて） ② 将来キャッシュ・フローの現在価値についての、現在の見積りと従前の見積りとの間の有利な変更による差額（当該キャッシュ・フローが将来のカバー及び
-----------	--

	他の将来のサービスに関するものである場合)
減算	① 当期に提供されたサービスについて純損益に認識した金額（本資料前項参照） ② 将来キャッシュ・フローの現在価値についての、現在の見積りと従前の見積りとの間の不利な変更による差額（当該キャッシュ・フローが将来のカバー及び他の将来のサービスに関するものである場合）。 ²

見積りの変更に関する契約上のサービス・マージンの調整³に関する検討

（賛成及び反対の論拠）

9. 将来キャッシュ・フローの見積りの変更に関して契約上のサービス・マージンを調整する改訂 ED の考え方に賛成する主な論拠は、次のとおりである。

- 将来のカバー又は他の将来のサービスに関するキャッシュ・フローの見積り変更は、契約の将来の収益性に影響を与えるため、見積り変更の差額を反映するように当該マージンを調整することで、契約開始後の契約における残りの未稼得利益をより忠実に表現することにつながる。（BC 31 項（a））
- 初日の利得の認識を禁止する契約開始時の測定と事後測定との間の整合性が高まる。（BC 31 項（c））

10. 一方、改訂 ED の考え方に反対する主な論拠は、次のとおりである。

- 会計期間中の見積り変更は、将来のサービスに関するものであるとしても、当該期間における契約ポートフォリオの履行コストの経済的変化である。見積り変更を直ちに純損益に認識することで、保険契約に関する状況の変化について、透明性があり、目的適合性のある情報が提供される。（BC 28 項（a））
- 契約上のサービス・マージンは、契約の履行に要する支払を行う義務とは別個のサービスを提供する義務を表す。契約の履行に要する支払の見積り変更は、サービスを提供する義務を増減させるものではない。（BC 28 項（b））

（事務局における検討状況）

11. 事務局から、特段、コメントの方向性（案）について示していない。

（これまでの専門委員会で示された主な見解）

12. 改訂 ED の考え方に対して、専門委員会では主に次のような意見が示された。

² 契約上のサービス・マージンの残高がある場合（残高がゼロになった場合、それ以降の将来キャッシュ・フローの見積りの不利な変更は、発生時に純損益に認識）

³ 2010 年 ED では、将来キャッシュ・フローの見積りの変更を直ちに純損益に認識する旨が提案されていた。

- 2010 年 ED における契約上のサービス・マージン⁴は初日の利得を認識しないためのものであったが、改訂 ED の契約上のサービス・マージンは「保険契約の測定の構成要素で、企業が保険契約に基づくサービスを提供するにつれて認識する未稼得の利益を表すもの」と定義されており、将来の見積りの変更を反映させる必要があることから、契約上のサービス・マージンで調整するという提案内容に変更されたと理解している。このように概念的な観点からは整理が進んでおり、肯定的に捉えている。
- 「契約上のサービス・マージンを調整することになるキャッシュ・フロー」と「純損益及びその他の包括利益計算書において直ちに認識することになるキャッシュ・フロー」との区別が曖昧である。
- 契約上のサービス・マージンで調整してしまうと、保険契約の収益性の変動が適時に財務諸表へ反映されない。

契約上のサービス・マージンの認識パターンに関する検討

13. 当該論点は改訂 ED の直接的な質問項目ではないが、保険契約に基づいて提供されるサービスの考え方の検討と、質問 3「保険契約収益及び費用」に関して事務局が検討中の代替的アプローチ⁵との関連性を背景として、専門委員会において取り上げた。

(事務局における検討状況)

14. 改訂 ED の考え方に従う場合、企業は「契約に基づき提供されるサービス」が何を表すのかの判断を要すると考えられる。そのため、専門委員会において、事務局として検討中の考え方を次のとおり示した。
- 保険契約においては、すべての契約において保険金又は給付金等の支払が発生するわけではないため、保険金等の実際の支払をもってサービスの提供とみなすことは適切ではないかもしれない。サービスの提供は、保険金等の支払時期及び金額に焦点を当てるのではなく、契約期間中に保険事故がいつ発生しようとも契約に従って保険金を支払うという企業と保険契約者の約束、すなわち、契約期間中の保険金請求に対して企業が待機しているという義務の履行と考える方がより適切であろうと考えられる。
 - このため、契約上のサービス・マージンの認識パターンは、時の経過（定額法）

⁴ 2010 年 ED では「残余マージン」と呼ばれていたが、本資料では、2010 年 ED への言及の場面においても「契約上のサービス・マージン」と呼ぶ。

⁵ 事務局は、23 項以下に記載のとおり、契約上のサービス・パターン⁵の純損益への認識パターンを関連付けた保険契約収益の算定方法を検討中である。

を基本としつつ、それに連動しない他のサービスのパターンを加味することが考えられる。

(これまでの専門委員会で示された主な見解)

15. 改訂 ED の考え方、及び、事務局として検討中の考え方に対して、専門委員会では主に次のような意見が示された。

- 時の経過のみに基づいて、契約上のサービス・マージンを認識することには反対。マージンの認識のドライバーとしては、時の経過も 1 つの要素ではあるが、その他の要素として、予想発生保険金や保有契約数、保険商品設計時のモデルなど様々なものが想定できる。現実的な対応としては、改訂 ED の記載内容が不明瞭な部分があるため、その点に関するガイダンスを求める方がよいのではないか。
- 改訂 ED の記載はあくまで原則であり、具体的な認識パターンは、今後の実務面での検討に委ねるべきではないか。基準にあまり詳細に規定してしまうと、実務上、対応が困難な場合が生じうる。

ディスカッション・ポイント 1

- 将来のカバー又は他のサービスに関連する将来キャッシュ・フローの見積変更について、契約上のサービス・マージンを調整する提案についてどのように考えるか。また、その理由はどのようなものか。
- 契約上のサービス・マージンの純損益への認識パターンに関する事務局の考え方（本資料の 14 項参照）についてどのように考えるか。また、その理由はどのようなものか。

III. 質問 3 に関する検討

質問 3——保険契約収益及び費用の表示

すべての保険契約について、企業が、純損益において、保険契約の構成要素の変動に関する情報ではなく、保険契約収益及び費用を表示するならば、財務諸表が企業の財務業績を忠実に表現する目的適合性のある情報を提供するものとなることに同意するか。同意又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような提案をするか、その理由は何か。

改訂 ED における提案

(保険契約収益の表示及び算出方法)

16. 改訂 ED では、保険契約収益及び費用を純損益及びその他の包括利益計算書で表示することを提案している⁶。保険契約収益は、保険契約から生じた約束したサービスの移転を、企業が当該サービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で表示され、保険金及び他の費用は発生時に表示されることになる (56 項及び 57 項)。
17. 保険契約収益の測定は、残存カバーに係る負債の期首と期末の帳簿価額の差額（企業が対価を受け取ると見込んでいるカバー又は他のサービスに関連しない変動を除く）で行う。除外される変動には、例えば、当期のキャッシュ・フローから生じた変動や、当初認識時の損失及び将来キャッシュ・フローの見積変更のうち契約上のサービス・マージンを調整せずに純損益に直ちに認識される金額が含まれる。(B88 項)
18. また、以下の合計額として保険契約収益を示すことも可能とされている。(B90 項)
- (1) 当期のカバーに関する予想保険金及び費用の最新の見積り（前項に記載のある直ちに純損益に認識したものを除く）。予想保険金の最新の見積りに含まれている投資要素の返済は除外する。
 - (2) リスク調整の変動
 - (3) 当期の純損益に認識した契約上のサービス・マージンの金額
 - (4) 保険料のうち直課可能な新契約費の回収に関する部分の配分（保険料のうち当該コストの回収に関する部分を、各会計期間に、当該契約に基づいて提供されるサービスの移転を最も適切に反映する規則的な方法で配分する）

(投資要素⁷の除外)

19. 改訂 ED では、測定目的上では分離されていない投資要素（例：解約返戻金）を、表示する保険契約収益及び発生保険金から除外することも提案されている(58 項)。
20. 改訂 ED における構成要素の分離の提案に従うと、投資要素が保険契約の中の保険要素と相関がある場合には、投資要素は区分できず、保険要素と一体として保険契約基準に従って測定される。企業がこうした投資要素の受取と返済を保険契約収益及び発生保険金として表示するとした場合、IFRS 第 9 号「金融商品」の範囲に含

⁶ 2010 年 ED では、要約マージン・アプローチが採用されており、保険契約収益及び費用が総額で表示されない方法が提案されていた。

⁷ 改訂公開草案の付録 A では、「保険契約が、たとえ保険事故が発生しなかった場合であっても保険契約者に返済することを企業に要求している金額」と定義されている。

まれる金融商品と保険契約基準の範囲に含まれる保険契約に組み込まれた投資要素との間の類似性を忠実に表現しないことになるため、表示される保険契約収益及び発生保険金から投資要素を除外すべきであるとしている⁸。(BC90 項)

保険契約収益の算出方法に関する検討

(賛成及び反対の論拠)

21. 主に期待キャッシュ・アウトフロー（特に予想保険金など）に基づいて算定する改訂 ED の考え方に賛成する主な論拠は、次のとおりである。

- 一般に理解されている収益及び費用と整合的な金額を表示する。(BC107 項)
- 残存カバーに係る負債は、契約を履行するために必要な残存カバー及び他のサービスを提供する義務を表す。したがって、残存カバーに係る負債の減額は、当期に充足されたカバー及びサービスを提供する履行義務の価値の合理的な表現である。(BC77 項及び BC92 項)

22. 一方、改訂 ED の考え方に反対する主な論拠は、次のとおりである。

- 保険金及び給付金等の費用の予想パターンに基づく測定方法は、期間中に提供するサービスの価値を忠実に表現しないかもしれない。(BC92 項)
- 提供される情報が、利用者が現在入手可能な情報とは異なる。これに精通するための労力と追加的な複雑性を正当化するほどの有用性は、他に検討された表示アプローチほどはないかもしれない。⁹

(事務局における検討状況)

23. 改訂 ED では、保険金及び費用を実際の発生時に報告することになり、他の種類の契約についての費用の報告と整合的であるという利点がある。一方で、本資料の 14 項で示したとおり、企業が保険契約者に移転するサービスを、契約期間中に保険事故がいつ発生しようとも契約に従って保険金を支払うという企業と保険契約者の約束とみなし、義務の履行はサービスの提供を約束しているパターンを反映すべきであると考えする場合、保険契約収益を主に当期に発生する保険金及び給付金等の費用の時期及び金額に関する予想に基づくことは、適切な表現を提供しない可能性がある。

⁸ 日本で販売されている保険商品の多くは、基本的に投資要素が保険契約の中の保険要素と相関があることから、保険要素と一体で測定され则认为られる。しかしながら、測定上は保険要素と一体で測定されたとしても、表示上は投資要素の除外が広く求められている。例えば、保険期間 10 年の長期火災保険の保険料を一括で払い込み、契約期間途中で解約した場合の解約返戻金等が含まれると认为られる。

⁹ 2012 年 10 月 IASB/FASB 合同会議用アジェンダペーパー 2A 「包括利益計算書の表示手法の比較」 77 項 (b)

24. このため、8月7日に開催された保険契約専門委員会において、事務局は、「検討中の代替的アプローチ」として、保険契約の履行義務の充足を最も適切に反映するために、契約上のサービス・マージンを純損益に認識するパターンと整合的な方法で保険契約収益を算定する考え方を示した（具体例については、別紙参照）。このアプローチは、改訂EDの提案よりもサービスの履行をより直接的かつ適切に表現するものとなり、収益認識プロジェクトとの整合性も増す利点があると考えられる。

（これまでの専門委員会で見された主な見解）

25. 改訂EDの考え方及び事務局が示した代替的アプローチに対して、専門委員会において、次のような意見が示された。
- 改訂EDで提案されているアプローチについては、2010年EDの提案と異なり、トップラインの表示が追加された点は評価するが、提案されている保険契約収益の算定方法には違和感があり、会社の経営層やステークホルダーに説明するのは困難と考えている。
 - 改訂EDのアプローチについては、期待キャッシュ・アウトフローに基づいて算出することになるため、成長途上の会社の収益が少なくなる点や、支払や解約の増加によって収益が大きくなるため、毎期のブレが生じることが懸念される。
 - 事務局から示された代替的アプローチによると、最終的な損益を改訂EDと同じ数値にするため、調整勘定が表示されることになる。当該調整勘定について、その意味合いを対外的に説明することは困難と考えられる。

投資要素の除外¹⁰に関する検討

（賛成及び反対の論拠）

26. 改訂EDの考え方に賛成する主な論拠は、次のとおりである。
- 保険契約に含まれていなかったとした場合はIFRS第9号が適用される投資要素（金融商品）と、改訂EDの範囲に含まれる保険契約に組み込まれた投資要素の類似性を忠実に表現する。（BC90項）
27. 一方、改訂EDの考え方に反対する主な論拠は、次のとおりである。
- 投資要素を識別して保険契約収益及び発生保険金からこれを除外することには、投資要素の算定など運用上の課題が存在する。（BC100項）

¹⁰ 測定目的上、分離されていない投資要素を表示上、除外する提案は、改訂EDで新たに追加されている。

(事務局における検討状況)

28. 事務局から、特段、コメントの方向性(案)について示していない。

(これまでの専門委員会で示された主な見解)

29. 改訂 ED の考え方に対して、専門委員会では主に次のような意見が示された。

- 保険商品の中には、明らかに金融商品と同等の貯蓄性商品が含まれているため、表示上、投資要素を除外することに意義があると考えている。また、国によっては投資要素が大きい保険商品を多く販売している海外の保険会社もあるため、統一的なルールを定めてグローバルな比較ができるようにしてもらいたい。
- 投資要素の除外に関して、金融商品と同等の貯蓄性商品を除外することには同意するが、保険要素との関連性が大きいものを除いて表示することに意義を感じない。いわゆる貯蓄性商品以外の保険商品について、その契約者が貯蓄性商品の契約者と同じような解約行動をとることは想定しにくい。

ディスカッション・ポイント2

- 保険料及び保険金等費用に関する情報を純損益及びその他の包括利益計算書に表示する提案及びその算定方法について、事務局が検討中の保険契約収益に関する代替的アプローチも含めて、どのように考えるか。その理由はどのようなものか。
- 表示される保険契約収益及び発生保険金から、測定目的上、分離されていない投資要素を除外する提案について、どのように考えるか。また、その理由はどのようなものか。

IV. 質問4に関する検討

質問4——純損益における金利費用

下記のようにして、引受業績の影響を割引率の変更の影響と区分することを企業に要求することによって、財務諸表が企業の財務業績を忠実に表現する目的適合性のある情報を提供するものとなることに同意するか。

(a) 純損益において、契約が当初に認識された日に適用された割引率を用いて算定した

金利費用を認識する。基礎項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローについて、当該リターンの変動が当該キャッシュ・フローの金額に影響を与えると企業が予想している場合には、企業は当該割引率を更新しなければならない。

(b) 下記の両者の差額を、その他の包括利益に認識する。

(i) 報告日現在で適用した割引率を用いて測定した保険契約の帳簿価額

(ii) 契約が当初に認識された日に適用された割引率を用いて測定した保険契約の帳簿価額。基礎項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローについて、当該リターンの変動が当該キャッシュ・フローの金額に影響を与えると企業が予想している場合には、企業は当該割引率を更新しなければならない。

同意又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような提案をするか、その理由は何か。

改訂 ED における提案¹¹

30. 基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フロー以外における保険契約負債の割引の巻戻しについて、純損益では契約の当初認識日に適用した割引率を用いて算定された金利費用を認識し、その他の包括利益 (OCI)¹²に、次の差額を認識すること要求する旨を提案している。(64 項)

(1) 報告日現在の割引率を用いて算定した保険負債の帳簿価額

(2) 当初認識日に適用した割引率を用いて算定した保険負債の帳簿価額

31. 改訂 ED の提案では、割引率の変更の影響は自動的に巻き戻されると述べられている。これは、IFRS 第 9 号「金融商品」における OCI を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の説明（満期まで保有する場合、OCI に認識された公正価値の変動部分が満期時点でゼロとなる）と整合的である。IASB では、このような保険負債に係る割引率の変更の影響の動きをリサイクリングとは称さず、改訂 ED では「時とともに巻き戻される (unwind over time)」、IASB の審議過程では「自然に戻される (naturally reverse)」という表現を使用している。

32. また、保険契約の認識を中止する場合は、当該契約に関して過去に認識していた OCI の残額を、純損益に組替調整額として振り替えなければならない (65 項)。

33. なお、金利感応度の高いキャッシュ・フロー（例えば、金利保証やオプション）の

¹¹ 2010 年 ED では、割引率変更の影響も直ちに純損益に認識する旨が提案されていた。

¹² 厳密には、OCI 累計額とすることが適当と考えられる。

見積りに対する金利変動の影響は、OCI で表示するとされておらず、契約上のサービスマージンで調整されると考えられる（OCI に表示されない）。これは、OCI で表示したとしても、時の経過とともに巻き戻されるわけではなく、割引率の変更の影響の OCI への認識を要求する論拠と整合しないからとされている。

（賛成及び反対の論拠）

（1）割引率の変更の影響を OCI に認識すべきか

34. 割引率の変更の影響を OCI で認識する改訂 ED の考え方に賛成する主な論拠は、次のとおりである。

- 保険負債について、金利の変動を含めて再測定を行うことを要求する場合、事実上、金融資産に公正価値オプションを適用することが強制されるようになってしまう。これによって、忠実な表現につながらない他、企業間の比較可能性が阻害される可能性がある。（BC118 項）
- 時の経過とともに巻き戻されると予想される割引率の変更の影響を他の利得及び損失と区分する方が、利用者が保険契約を発行する企業の引受及び投資の業績をより適切に評価できるようになる。（BC119 項）

35. 一方、改訂 ED の考え方に反対する主な論拠は、次のとおりである。

- 資産と負債の残存期間にミスマッチがある場合、割引率に変動がある場合、資産と負債総体の観点からは、経済的損失が生じている。公開草案の提案では、こうした影響が透明性をもって開示されないことになる。（AV8 項）
- 金融資産に関する公開草案「分類及び測定：IFRS 第 9 号に対する限定的修正」と併せて考えると、重大な会計上のミスマッチを生じさせることになる。（AV9 項）

（2）OCI の表示について要求すべきか（許容すべきか）について

36. OCI の表示を要求すべきとする主な論拠は、次のとおりである。

- 無制限の選択肢は比較可能性の欠如を生じることになり、保険契約を発行する企業の透明性やこうした企業間の比較可能性を低下させる可能性がある。また、割引率の変動の影響を引受及び投資の業績から区分するという目的が達成されない可能性がある。（BC 143 項）

37. 一方、OCI の表示を許容すべきとする主な論拠は、次のとおりである。

- 財務諸表作成者に対して、公開草案で提案されている複雑な処理を強制しないようにすることが可能となる。（BC142 項）

(3) 金利感応度の高いキャッシュ・フローの見積りの変動の影響を OCI に表示すべきかについて

38. 金利感応度の高いキャッシュ・フローの見積りの変動の影響を OCI に表示しない改訂 ED の考え方に賛成する主な論拠は、次のとおりである。
- 金利感応度の高いキャッシュ・フローの変動の影響を OCI に認識する場合、OCI に認識された金額が時の経過に伴って巻き戻されないことになる。(BC 124 項)
39. 一方、改訂 ED の考え方に反対し、金利感応度の高いキャッシュ・フローの見積りに対する金利変動の影響についても OCI に認識すべきとする考え方の主な論拠は、次のとおりである。
- 金利の変動から生じる保険負債の変動のすべてを OCI に表示することによって、より有用性の高い情報の提供につながる。(BC 123 項)

(事務局における検討状況)

40. 金利の変動によって将来キャッシュ・フローが大きく変動することが見込まれない保険契約については、次の理由から、割引率の変動の影響を OCI に表示するとともに、リサイクリングを行う旨を要求すべきという見方がある。
- (1) 保険契約の中には、金利変動によって、将来キャッシュ・フローが大きく変動することが見込まれないものがある¹³。このような契約については、大数の法則を前提とすれば、ポートフォリオ総体としての将来キャッシュ・フローが契約開始時点において概ね見込まれるとも考えられ、金利水準（割引率）の変動は最終的なキャッシュ・フローに大きな影響を与えないと考えられる。
 - (2) こうした契約においては、金利水準の変動の影響は、時の経過によって巻き戻されると予想されるため、保険者の引受及び投資の業績の評価と直接的な関係がない。このため、割引率の変動の影響を他の利得及び損失と区分する方が、利用者が保険者の引受及び投資の業績をより適切に評価できるようになると考えられる。
 - (3) 以上より、こうした保険契約については、原則として、保険者の財政状態の適正表示の観点から、財政状態計算書には割引率の変動を反映しつつ、当期純利益を適正に表示する観点からは、契約期間を通じて契約当初の割引率が使用されるべきと考えられる。
41. 他方、解約返戻金部分が占める部分が重要な保険契約（例えば、将来の解約返戻金

¹³ 例えば、生命保険契約のうち定期保険契約は、契約時に保険者が保険契約者に対して一定期間にわたって支払金額とその条件について約束するものであり、解約返戻金の割合も相対的に低いものが多い。このような保険契約については、金利の変動を理由として、保険契約期間において保険者又は保険契約者が契約を解約することは多くないという指摘がある。

額が払込保険料額を上回るような場合)においては、金利の変動によって解約率が増減するため、結果として将来キャッシュ・フローに影響を与えることが見込まれる。こうした保険契約については、割引計算を通じて、時の経過に応じて金利の巻き戻しが起こるとはいえない。こうした場合、金利水準の変動の影響は、引受及び投資の業績と関連することになるため、割引率の変動による影響を OCI に表示することは適切でないと考えられる。

(これまでの専門委員会で示された主な見解)

42. 改訂 ED の考え方に対して、専門委員会で示された意見は次のようなものである(8月7日に開催された専門委員会では十分な時間がなかったため、次回の専門委員会において改めて議論を行う予定)。
- 割引率変更の影響を OCI に表示する考え方自体は評価できる。
 - 金利変動リスクについてデリバティブを用いてリスクヘッジを行っている場合、純損益に表示されるデリバティブ損益との不整合が生じることが懸念される。

ディスカッション・ポイント3

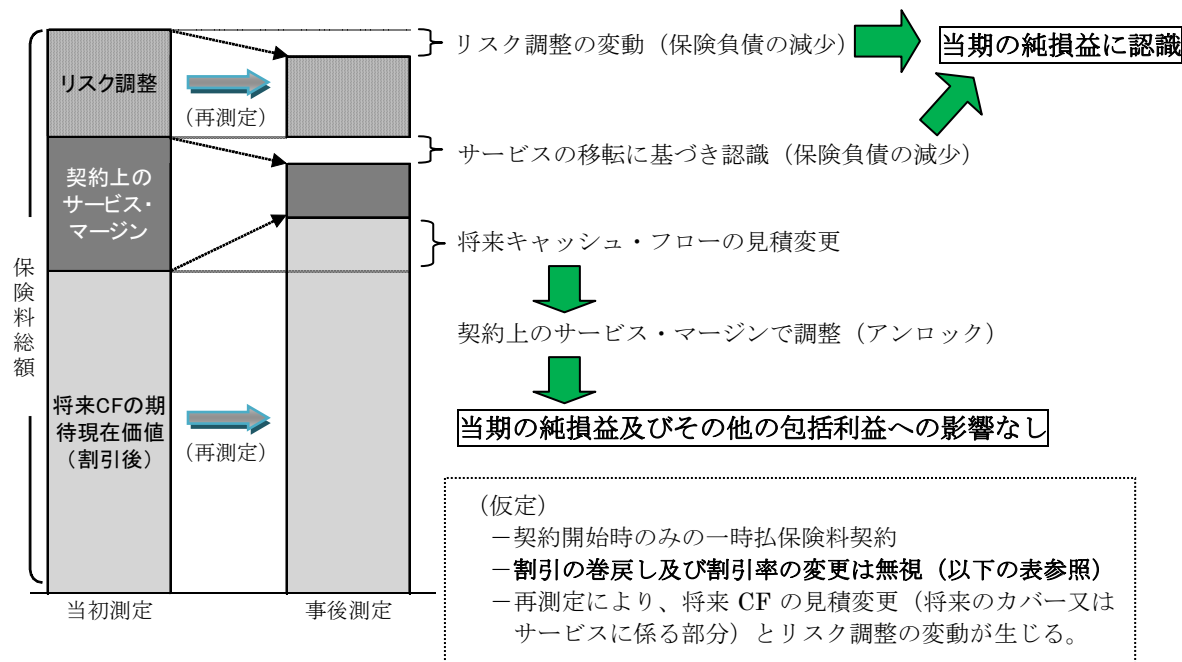
- 割引率の変動の影響を OCI に表示することを要求する改訂 ED の提案についてどう考えるか。また、金利の変動によって将来キャッシュ・フローが大きく変動することが見込まれない保険契約については、保険負債の再測定における割引率の変動の影響について OCI に表示するとともに、リサイクリングを行う旨を要求すべきという事務局の考え方について、どのように考えるか。また、その理由はどのようなものか。

以 上

＜IASB 改訂公開草案における提案の概要＞

1. 保険契約—当初測定及び事後測定のイメージ（原則法）

（財政状態計算書）



① 当初測定に関する一般的な要求事項

企業は、当初認識時において、保険契約を次の(a)と(b)の合計値で測定する。

保険契約負債＝(a) 履行キャッシュ・フローの金額（将来キャッシュ・フローの期待現在価値＋リスク調整）＋(b) 契約上のサービス・マージン

② 事後測定に関する一般的な要求事項

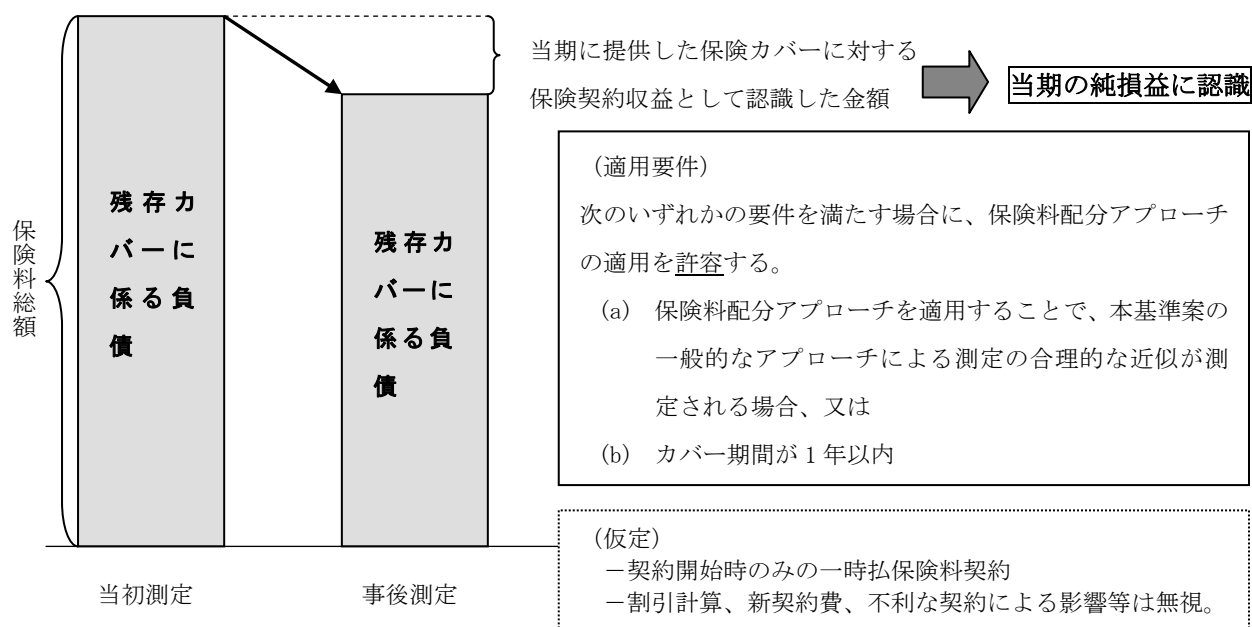
項目			測定・表示上の取扱い
履行キャッシュ・フロー	将来キャッシュ・フローの見積りの変更	将来のカバー又はサービスに係る部分	契約上のサービス・マージンを加減算する（保険契約負債の総額は変わらない） ¹⁴ 。
		当期を含む過去に提供したカバー又はサービスの変更（発生保険金の見積りの変更など）	純損益に認識
	リスク調整の変動		変動分は、純損益に認識
	割引率の変更		変更による増減はその他の包括利益（OCI）に認識

¹⁴ 契約上のサービス・マージンの残高がある場合（残高がゼロになった場合、それ以降の将来キャッシュ・フローの見積りの不利な変更は、発生時に純損益に認識）

項目		測定・表示上の取扱い
契約上の サービス・マージン	利息の発生計上	当初認識時に将来キャッシュ・フローに適用した割引率を用いて、利息を計上する（加算）。
	マージンの純損益への認識	契約に基づき提供されるサービスの移転を最も適切に反映する規則的な方法で、カバー期間にわたって純損益に認識する（減算）。

2. 保険契約—当初測定及び事後測定のイメージ（保険料配分アプローチ）

（財政状態計算書）



＜事務局が検討中の保険契約収益に関する代替的アプローチの例＞

代替的アプローチ

保険契約収益及び保険金の算定方法

(保険契約収益)

契約上のサービス・マージンの純損益への認識パターンに従って、当初認識時の予想将来キャッシュ・インフローを契約期間にわたり配分し、当該配分額を各期の保険契約収益として表示する。

(保険金費用)

保険金及び給付金並びに他の費用は発生時にこれを表示する。

原則

契約上のサービス・マージンの純損益への認識パターンに従って、契約期間にわたり予想保険料（予想将来キャッシュ・インフロー）を各期に配分する。予想費用に基づく算定ではない。

主な特徴

- (1) 期日到来保険料アプローチと同様に、表示される保険契約収益及び発生保険金等費用と引受マージンとの間に、ある種の調整勘定が表示される。
- (2) 保険料配分アプローチを適用する契約の保険契約収益は、契約に基づいて提供されるサービスの移転を最も適切に反映する規則的な方法で、予想受取保険料を各期に配分して算定される。これは契約上のサービス・マージンの認識パターンと整合的であるため、代替的アプローチとも整合的であるといえる。
- (3) 当初認識時より不利な契約及び契約期間中に契約上のサービス・マージンを使い切った契約については、その後の保険契約収益の算定は、保険金及び給付金等のサービスの提供を約束したパターンに基づいて、将来キャッシュ・インフローを配分することが考えられる。

設例

(前提)

- ・ 期間1の期首に引き受けた、期間3年の保険契約ポートフォリオ
- ・ 貨幣の時間価値は重要でない。
- ・ 投資要素、新契約費、将来キャッシュ・フローの見積変更はなく、保険金及び給付金はすべて直ちに支払われる。
- ・ 期間2に予想とは異なる保険金が発生する（実績調整が生じる）。
- ・ 予想キャッシュ・フロー及び契約上のサービス・マージン（CSM）の認識パターンは以下の表のとおり。

(ファクト・パターン)

予想キャッシュ・フロー	期間1	期間2	期間3	合計
受取保険料	1,200	0	0	1,200
予想保険金及び給付金	-200	-350	-500	-1,050

リスク調整の解放（純損益）	32	30	28	90
CSM の認識（純損益）	20	20	20	60
引受マージン	52	50	48	150

実際キャッシュ・フロー	期間 1	期間 2	期間 3	合計
発生保険金及び給付金	-200	-330	-500	-1,030
実績調整	0	20	0	20
実績調整考慮後引受マージン	52	70	48	170

(表 1：改訂 ED の提案)

	期間 1	期間 2	期間 3	合計
保険契約収益*1	252	400	548	1,200
発生保険金及び給付金	-200	-330	-500	-1,030
引受マージン	52	70	48	170

*1 保険契約収益は、当期中の予想保険金及び給付金、リスク調整の解放及び CSM の認識の合計値である（期間 1：200+32+20=252）。

(表 2：代替的アプローチ)

	期間 1	期間 2	期間 3	合計
保険契約収益*2	400	400	400	1,200
発生保険金及び給付金	-200	-330	-500	-1,030
調整勘定*3	-148	0	148	0
引受マージン	52	70	48	170

*2 予想将来キャッシュ・インフローを、CSM の認識パターンと整合的に配分¹⁵

期間 1：「予想受取保険料計 1,200」×「期間 1 の CSM 認識額 20」/「CSM 合計額 60」

期間 2：「予想受取保険料計 1,200-期間 1 に認識した保険契約収益 400」×「期間 2 の CSM 認識額 20」/「期間 1 末時点の CSM 残高 40」

*3 調整勘定は、「引受マージン」から、「保険契約収益」及び「発生保険金及び給付金」の合計を控除して計算される。

期間 1：「引受マージン 52」－（「保険契約収益 400」＋「発生保険金及び給付金-200」）

以 上

¹⁵ 本例では、契約上のサービス・マージンの純損益への認識パターンが每期定額であるため、保険契約収益も每期定額で算定されるが、当該マージンの認識パターンが每期定額でない場合、算定される保険契約収益もその認識パターンに従って変動することになる。